広報
# さめがわ
昭和52年
9月号
No. 285
編集兼発行
鮫川村総務課
塙町佐藤印刷所



## 目で見る村政の会で勉強する婦人会員

鮫川村婦人会では、昨年第1回の「目で見る村政の会」を開いて、村の東南地域を見学しましたが、今年は第2回の企画として村の北西地域を見学しました。

9月1日午前9時関根武捷社会教育課長の案内でバスで出発。先ず赤坂西野、西山と廻りましたが、西野生活改善センター、西山水野家の県指定天然記念物いちいの巨木、児童館、岩野草の近代化された葉タバコ栽培施設などは特に興味深く見られました。

午後は石井草の峯越林道や東野牧場を見学。最後に出来上ったばかりの山村開発センターでその壮麗優美な建物施設に感嘆しながら石田村長と懇談の後散会しました。

- ⊙ 1日　交通事故ゼロ、歩行者優先の日
- ⊙ 5日　交通事故相談日（TEL 白河(2) 1550 白河地方行政連絡室）
- ⊙ 9月15日　敬老の日　お年寄りにいたわりを
- ⊙ 第3日曜日は『家庭の日』

### 今月の人口

（9月1日現在）

| | | |
|---|---|---|
| 人口 | 5,826 | （＋2） |
| 男 | 2,938 | （＋8） |
| 女 | 2,888 | （－6） |
| 世帯 | 1,160 | （0） |

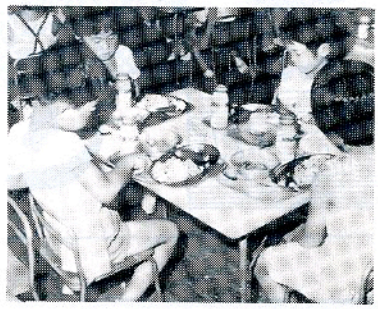

## ご飯の給食始まる

村内の小中学校と幼稚園では、8月30日から毎週火・木の2回、パンに代ってご飯の給食が出ることになりました。

これは、学校給食について児童のアンケート調査を行ったところ、ご飯給食の要望が多かったので、教育委員会が週2回の実施にふみ切ったもので東白川郡では初めての試みです。

## 人事

九月一日付

**異動**

山村開発センター所長　蛭田三夫（経済課長）、経済課長　矢吹義照（鮫川保育所長）、鮫川保育所長兼西山児童館長　白坂邦次（学校給食センター所長）、福祉年金係長　藤田一男（選挙管理委員会書記）、選挙管理委員会書記兼総務係　鈴木和則（税政係）、学校給食センター主任主事　白坂利幸（農政係）、税政係　北條利雄（出納室）、総務課付　国井嘉康（福祉年金係長）

**兼務**

兼文書広報係長　緑川清幸（総務課長）、兼学校給食センター所長　鈴木英亮（学校教育課長）、兼議会書記　斉藤実（総務係長）、兼山村開発センター危険物取扱主任者　斉須寛一（農政係）、兼山村開発センター勤務　森洋（農政係）

## おめでた

八月

青生野　本多照明　父本多照男
北中野町大平　剛　父大平博明
西野内　関根直樹　父関根義明
大戸中　鈴木みどり　父鈴木隆男
巡ケ作　菅野時史　父菅野光一
木之根　津田英俊　父津田彰夫
前田　金澤由樹　父金澤満

## おくやみ

八月

年令　世帯主

内ケ龍　近藤ハナ67才　近藤清次
酒垂　石井半次74才　石井利雄
火打石　佐藤ヨシイ59才佐藤秀雄

## 人権相談所開設
### 10月4日　村公民館

老人の健康問題、扶養問題などでお困りのことはないでしょうか幸せな老後を送れるようご相談に応じます。

相談員は法務局員と村の人権擁護員の方です。

○日時　10月4日（火）
午前10時～午後3時
○場所　村公民館

## 社会の歩み (29)

# 県の行政機構改革に望む

村長　石田卯子八

行政機構改革ということが中央でも地方でも盛んに論議されております。

社会情勢や経済事情が著しく変化する時代の歩みの中で、行政の組織や運営が固定的なものであってはならず、行政の最終目的である住民の需要に対応するサービスの向上を図るためには、たえず改善を図って行く必要があることは当然であります。

しかしいつ行われる行政改革にも強い抵抗があるのは通例で中央でも初めの意気込みはどうやら相当後退を余儀なくされるような気配であります。

本県でも行政改革審議会が設置され、回を重ねて審議が行われております。内容については新聞報道のようなものですが、私は町村の立場、県民のサイドからこのたびの行政改革に要望もし期待をかけたいと思います。

この際行われようとしている行政改革には特殊な根拠が一つあります。それは県庁汚職という空前の不祥事件があったことに発足の一因があることであります。

従ってこの点に焦点を合せて再発を防止し、厳正公正な行政運営が行われる機能を強化しなければ県民の納得を得ることはできません。

そのためには、行政管理部局の設置、監察、検査などの機関を整備し、内部牽制作用を強化することが必要であります。

第二は行政需要が急速に質的変化を遂げている社会的情勢に即応して、福祉、環境行政の再編成が必要とされます。

第三は、肥大化し細分化しすぎた機構を簡素合理化することで、財政の健全性を確保するためにも実施が望まれます。

第四は出先機関の課題であります。町村にとって最も身近かな県行政機関は出先のそれであってその性格、機能、利便性については関心の深いところであります。

それで出先は現業に限るべしという意見がある反面、各出先の総合調整を図り得る支庁的な位置づけを現在の地方行政連絡室に持たせ、調整、指導広報広聴などの機能を強化し、真に地方県民のために役立つ機関とすべきだという意見があります。

私は後者をとりたいと思いますが、今の行連は条例上の根拠もなく、各出先機関に対する総合調整機能、町村に対する行政財政の指導機能も低いとされ、地域住民に親しまれ、信頼される機関となるためには今次行革の一環として大きく採り上げられるよう望みたいと思います。

# 昭和51年度 特別会計決算の状況

八月二五日の臨時村議会に、村の五一年度国保会計など特別会計の決算が認定に付され、審議の上原案どおり認定されました。主な内容は次表のとおりです。

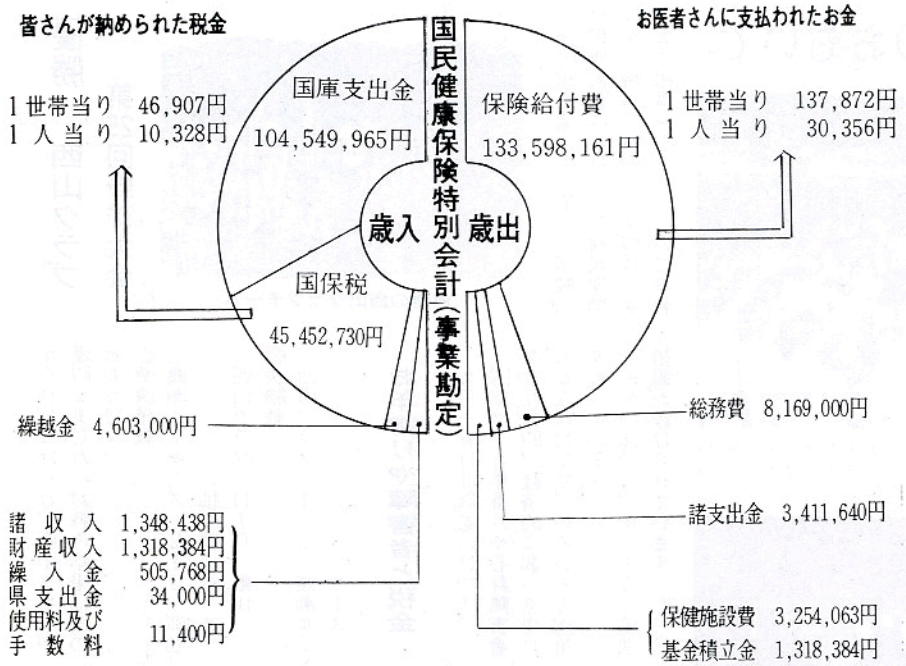


歳入歳出差引残額 **8,072,437円**
うち国民健康保険給付費支払準備基金繰入額 6,072,437円
昭和52年度会計に繰り越す額 2,000,000円

3／31現在 世帯数 969
被保険者数 4,401

**簡易水道特別会計**

| （歳入） 区分 | 金額 | 割合% | （歳出） 区分 | 金額 | 割合% |
|---|---|---|---|---|---|
| 分担金及び負担金 | 1,170,000円 | 17.10 | 総務費 | 1,759,046 | 30.38 |
| 使用料及び手数料 | 2,801,543 | 40.95 | 施設費 | 1,583,124 | 27.34 |
| 繰入金 | 1,970,000 | 28.79 | 公債費 | 2,447,550 | 42.28 |
| 繰越金 | 786,295 | 11.49 | | | |
| 諸収入 | 114,144 | 1.67 | | | |
| 歳入合計 | 6,841,982 | | 歳出合計 | 5,789,720 | |

歳入歳出差引残額 **1,052,262** 円（昭和52年度会計に繰り越す額）

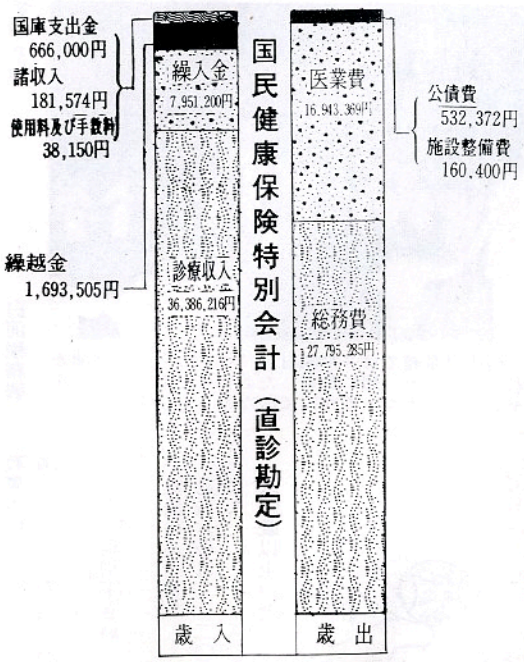


歳入歳出差引残額 **1,485,219円**
（昭和52年度会計に繰り越す額）

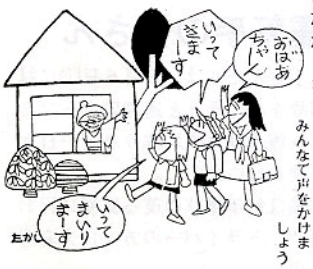


**いたわりを** 一人くらしの老人にはみんなで声をかけましょう

**今月の納税**
固定資産税 第三期
保険税 第五期

# 優勝　西山クラブ
## 第25回野球大会

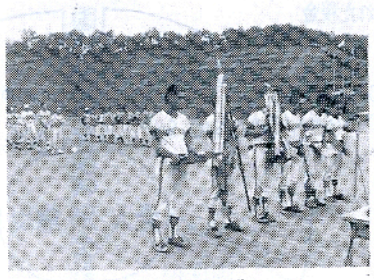
優勝の西山クラブチーム

公民館主催による第二五回鮫川村野球大会は八月二一日村民運動場を会場に、村内の地域職域の愛好者で組織した一二チームで熱戦がくりひろげられ、西山クラブが優勝しました。対戦の結果は次のとおりです。

◎準決勝戦
渡瀬ルーキーズ　2－2　諏訪
（抽選勝＝渡・ル）
西山クラブ　11－0　殿山

◎決勝戦
西山クラブ　4－1　渡瀬ルーキーズ

# 去りゆく夏のおもいで


鮫川保育所の恒例の夏祭り花火大会は、8月26日盛大に開かれ、父兄も参加してにぎやかでたのしいひと時をすごしました。

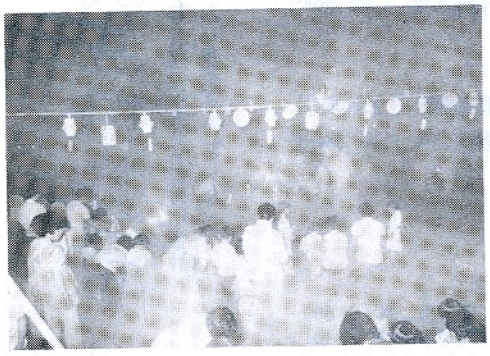
渡瀬保育所でも親子ともども花火大会をたのしみました。

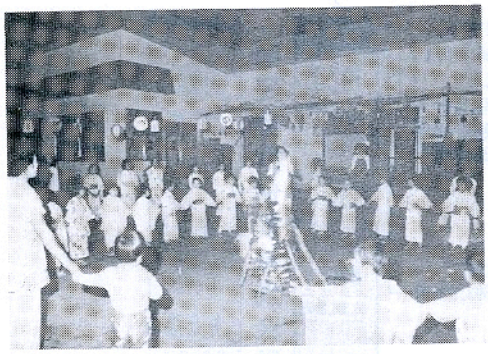
西山児童館では8月24日に「夜のつどい」が開かれ、子どもと一緒に集まったお父さんお母さんとキャンプファイヤーを囲んでのたのしいひと時でした。

## お年寄りや障害者と税金

九月一五日は敬老の日です。国では、お年寄りや心身障害者など社会的、経済的に弱い立場にある人に対して、いろいろな施策を行っています。

税金の面でも、次のような優遇措置が設けられています。

▽年齢が六五歳以上で、所得金額が一千万円以下の人は、基礎控除などのほかに老年者控除として二三万円が所得金額から控除されます。また、国民年金や厚生年金などの公的年金や恩給を受けている場合は、老年者年金特別控除として七八万円を収入金額から控除することができます。

▽七〇歳以上のお年寄りを扶養している人は、老人扶養控除として所得金額から三五万円を控除できます（通常の場合は二九万円）

▽心身障害者が受けられる特典として、所得税では障害者控除（一人当り二三万円）、相続税では障害者の税額控除（七〇歳に達するまでの年数に三万円をかけた金額）などがあります。

そのほかにも、身体障害者が自ら運転する乗用車には物品税がかからないとか、身体障害者を多く雇用している事業所には設備などの償却費の割増しを認める等の措置がとられています。

白河税務署

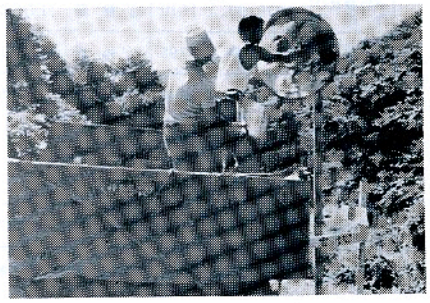

# ご苦労さん
## 運転手の皆さん

役場の運転手さんたちは、8月6日(日)に村内から交通事故をなくそうと道路のカーブミラーの清掃、修理や雑草の刈取りなど一日がかりの奉仕作業を行いました。

この奉仕作業は毎年雑草の茂る真夏に行われているもので、ドライバーの方々に大変感謝されています。

# 〃お気軽にどうぞ〃

老人福祉センター「さきり荘」は老人や一般の方々の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として広く利用され、大変よろこばれております。

是非ご利用下さい、

○使用料（一日）
老人（小人）　二〇〇円
大人　三〇〇円
八〇歳以上の老人は無料です。

